

第2節 環境への負荷が少ない健康的で安心なくらしの確保(健康)

1 自動車公害の防止

(1) 主な目標と現状

【主な目標】

平成22年度までに二酸化窒素(NO₂)及び浮遊粒子状物質(SPM)の環境保全目標を達成します。

平成22年度までに、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NO_x・PM法)の対策地域における自動車排出窒素酸化物(NO_x)の総量を16,450トン/年、自動車排出粒子状物質(PM)の総量を740トン/年まで削減します。

平成22年度までに、道路に面する地域において、環境騒音の環境保全目標の概ね達成をめざします。

【基準年度の状況】

「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」の基準年度である平成9年度の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境保全目標達成率は、それぞれ66.4%、33.3%でした。

平成9年度の対策地域における自動車排出窒素酸化物の総量は27,260トン/年、自動車排出粒子状物質の総量は3,170トン/年でした。

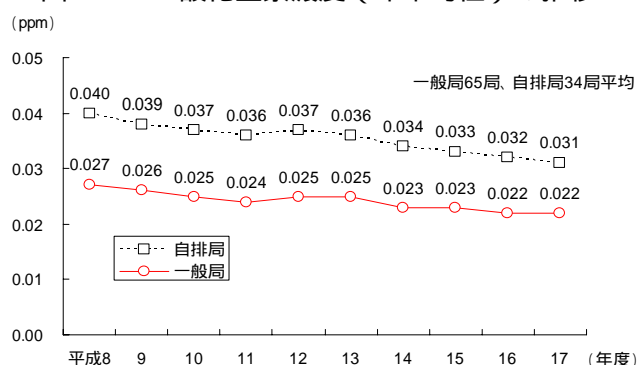
自動車騒音については、数次にわたる自動車1台ごとの単体規制の強化が国によって実施されています。また、府内の道路管理者及び関係機関による大阪府道路環境対策連絡会議において、自動車騒音の深刻な地域における沿道環境対策の実施方針「大阪府域の沿道環境対策について」(平成9年度)が策定され、遮音壁や低騒音舗装等の道路構造対策、道路網整備や交通管理・規制等の交通流対策を推進しました。

しかし、騒音規制法に定められた要請限度⁴を超過する地域の解消には至っておらず、面的評価による道路に面する地域における平成13年度の環境保全目標の達成率は71.0%でした(面的評価は平成13年度から開始)。

【現状】

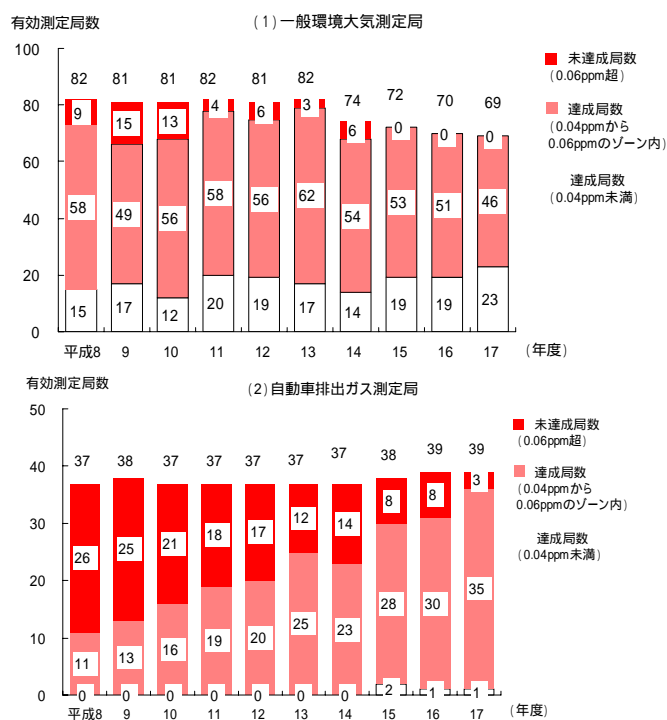
二酸化窒素の年平均濃度は緩やかに減少しており、平成17年度の環境保全目標の達成率は、一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)で昨年度に引き続き100%、自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)で92.3%、一般局及び自排局をあわせた全測定局で97.2%でした。

図-19 二酸化窒素濃度(年平均値)の推移



(注)10年間継続して測定を行い、かつ各年度の測定時間が6,000時間以上の測定局の測定値を用いた。

図-20 二酸化窒素の環境保全目標達成状況



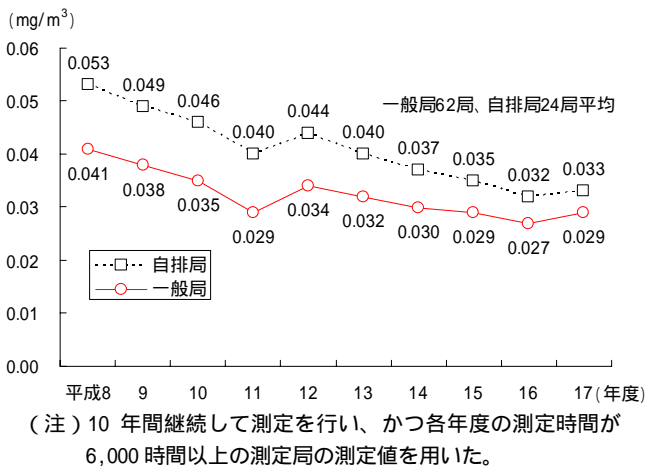
4 要請限度

自動車騒音について国が定めたその限度を超えることによって、周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるとき、市町村長は騒音規正法に基づき都道府県公安委員会に交通規制等の措置を要請することができる。

浮遊粒子状物質の年平均濃度も緩やかに減少しており、平成17年度の環境保全目標の達成率は、一般局で98.6%、自排局で97.2%、一般局及び自排局をあわせた全測定局で98.1%でした。

環境保全目標の達成率は、大気汚染物質の排出削減が進展しても、黄砂など気象等の影響により年度によって変動があります。今後も環境保全目標の達成維持に向けた総合的な諸施策を計画的に推進する必要があります。

図 - 21 浮遊粒子状物質濃度（年平均値）の推移



府内の自動車保有台数は、乗用車が増加する傾向にありますが、環境負荷の大きいディーゼル車の割合は減少してきています。

平成16年度では、対策地域における自動車排出窒素酸化物の総量は21,550トン/年、自動車排出粒子状物質の総量は1,820トン/年まで削減されました。

図 - 22 浮遊粒子状物質の環境保全目標達成状況の推移（長期的目標）

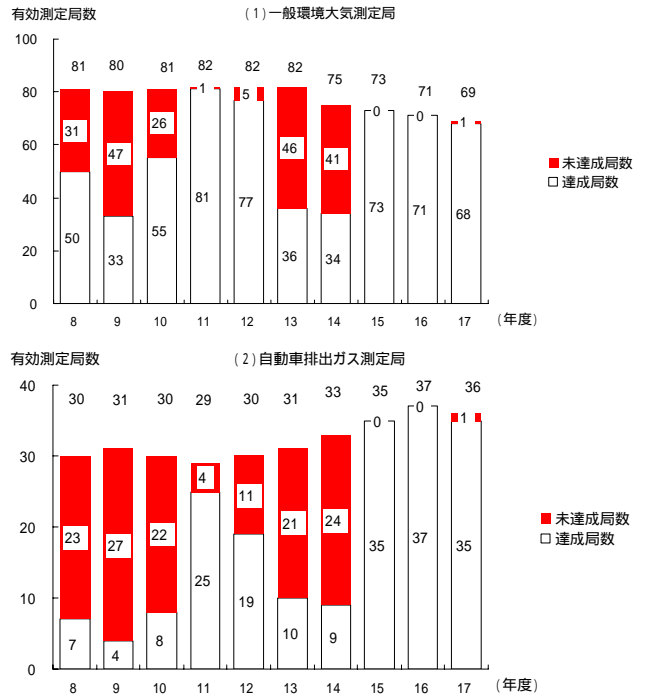
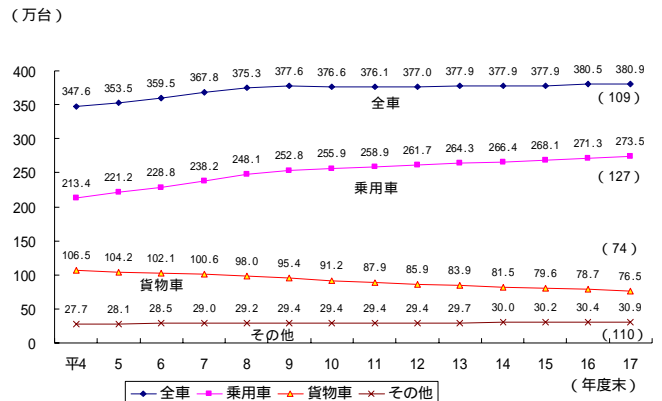


図 - 23 自動車保有台数の推移



(注) 1 国土交通省調べ
 2 ()内は平成4年度末を100とした指数を示す。
 3 乗用車：普通・小型・軽乗用車
 貨物車：普通・小型・小型三輪・軽貨物車及び被牽引車
 その他：乗合車・特殊用途車、二輪車

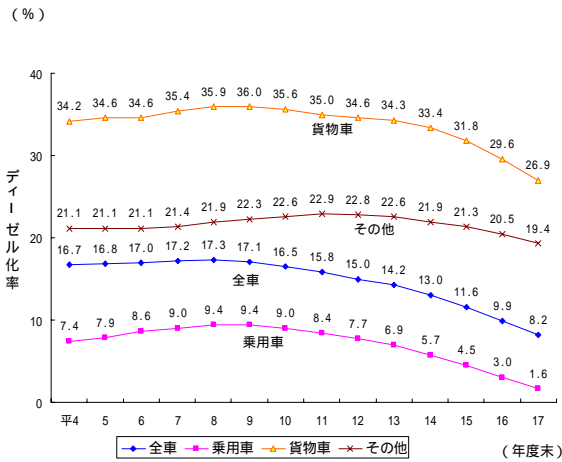
自動車騒音については、関係機関の連携のもと道路構造対策、沿道対策及び交通流対策を実施しました。

面的評価による道路沿道における環境保全目標の平成16年度達成率は74.4%であり、経年変化はほぼ横ばい状態でした。

要請限度値との比較でも、特に夜間に超過する地域が存在するなど、今後も低騒音舗装の敷

設などの道路構造対策をはじめ諸対策の継続・強化が必要となっています。

図 - 24 ディーゼル車の割合の推移



(注) 国土交通省調べ

(2) 平成17年度に講じた施策

自動車排ガス対策

総量削減計画の推進

「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」(大阪府自動車NOx・PM総量削減計画)に基づき、低公害車・低排出ガス車の普及促進、自動車走行量の抑制、交通流の円滑化等の諸施策を関係機関等と連携して計画的、総合的に実施しました。

また、平成17年度は計画の中間年度に当たるため、中間評価を実施し、計画の進捗状況を確認した結果、計画は順調に進行しており、目標は達成できる見込みです。

ディーゼル車買替緊急融資制度(再生)

中小企業者が、自動車NOx・PM法の規制に伴うディーゼルトラック・バス等の買替を円滑に行えるよう、購入車両を担保に、第三者保証人なしで利用できる融資制度を民間の金融機関・保証機関と共同で実施しました。(平成17年度実績266台、平成16年度からの累積472台)

《ディーゼル車買替緊急融資制度のHP》
<http://www.epcc.pref.osaka.jp/kotsu/teikougai/hojo/diesell/>

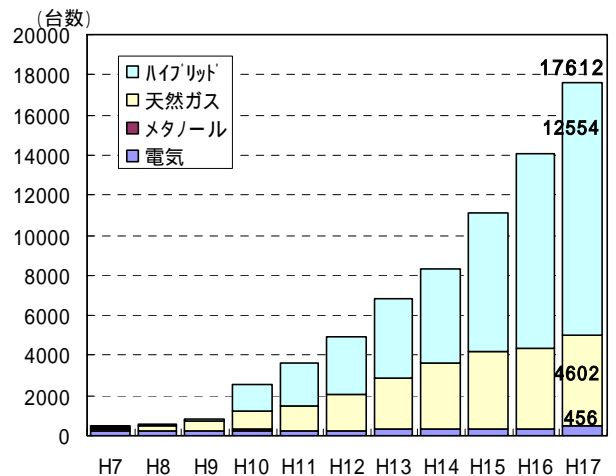
低公害車等の普及促進

天然ガス自動車などの低公害車や京阪神七府県市指定低排出ガス車(LEV-7)⁵の普及促進を図るため、公用車への率先導入(95台)を行ったほか、低利融資や助成制度、自動車税の軽減(グリーン税制)などを実施しました。

図 - 25 指定LEV-7車証



図 - 26 低公害車普及状況(府内)



《京阪神七府県市自動車排出ガス対策協議会のHP》
<http://www.lev-7.jp/>

5 京阪神七府県市指定低排出ガス車(LEV-7)
 ガソリンやLPGなどの通常の燃料を使用する自動車のうちでも窒素酸化物や粒子状物質などの大気汚染物質の排出量の少ない自動車です。平成8年度から京阪神の6府県市で指定し、普及に努めています。
 平成18年4月に堺市が加わり、「京阪神七府県市指定低排出ガス車(LEV-7)」に改称しています。

事業者の排出抑制対策の促進

自動車NOx・PM法に基づき、府内の対象地域(37市町)を使用の本拠としている自動車(軽自動車、特殊自動車、二輪を除く)を30台以上使用する事業者に対して、自動車使用管理実績報告書の

提出を求め、窒素酸化物等の排出抑制を指導しました。また、事業者に対して、急発進をしないなど環境にやさしい運転であるエコドライブの普及を推進しました。

大阪グリーン配送推進運動の展開

物品の輸配送に低公害な自動車を使用する「グリーン配送」の取り組みを普及させるため、大阪自動車環境対策推進会議において、「大阪グリーン配送推進運動」を進めました。グリーン配送に取り組む事業者を広く募集し、その取り組みをホームページ等に掲載することで環境に配慮した輸配送の普及を図りました。

平成18年3月末現在、運動に参加する「グリーン配送推進事業者」は111社となっています。

《大阪グリーン配送推進運動のHP》

<http://www.epcc.pref.osaka.jp/kotsu/gsuisin/index.html>

交通流・交通量対策

交通需要マネジメント（TDM⁶）施策の推進

交通渋滞の緩和を目的に、駅へのアクセス改善強化、パークアンドライド・都市型レンタサイクルの利用促進、鉄道からバス等への乗り継ぎ利便性を高めるためのバスの行き先案内や乗り継ぎ情報を提供する大型案内板の設置など、公共交通の利用促進を図りました。

また、府民への広報啓発を目的として、平成11年度から提供しているTDM情報誌「どないすんねん！大阪の渋滞」の発行や啓発イベントを実施するとともに、公共バスの利用促進を図る「バスエコファミリーキャンペーン」の実施や、TDM施策を題材に小学生が考える「交通・環境学習プログラム」による総合学習、企業と連携し自動車利用を削減する取り組みである「事業所交通マネジメントプログラム」の実施などに取組みました。

《OSAKA レンタサイクル HP》

<http://www.pref.osaka.jp/kotsudoro/rentamap/top.html>

6 TDM（交通需要マネジメント）…時間、経路、交通手段の選択や自動車の利用方法などの交通行動を変更することにより、都市あるいは地域レベルの道路交通混雑を緩和する手法の体系のこと。

するっと交差点対策の実施

交通渋滞の緩和・解消を目指して、ボトルネックとなっている交差点に着目し、右折レーンの設置や延伸をはじめとする短期的なハード面の整備と、大阪府警による信号表示時間の調整などのソフト面の整備を一体的に行っていく即効性のある渋滞対策を実施しています。

平成17年度は、府道八尾茨木線藤見・藤見東交差点など8箇所対策を実施しました。

図-27 するっと交差点対策



2 廃棄物の適正処理

(1) 主な目標と現状

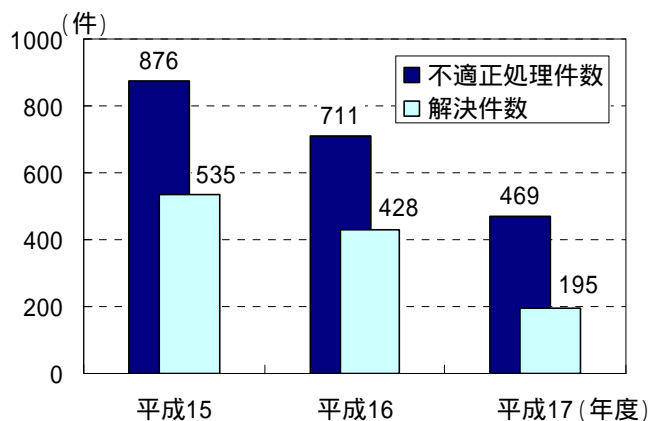
【主な目標】

大阪をきれいな環境都市とすることをめざし、不法投棄等の撲滅に向けた取組みを重点的に進めます。

【現状】

産業廃棄物の野外焼却・野積み・不法投棄などの不適正処理は、近年減少傾向を示しているものの、依然として多発しており、行政の監視が行き届かない夜間や早朝、休日、また、極めて短期間に行われるなど、その手口が悪質・巧妙化しています。

図 - 28 産業廃棄物の不適正処理件数



(2) 平成17年度に講じた施策

産業廃棄物の不適正処理の撲滅

産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の撲滅を図るため、排出事業者や処理業者に対し、適正処理や産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付等の徹底の指導を強化するとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発により不適正処理の未然防止を図りました。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律と循環型社会形成推進条例を効果的に運用し、不適正処理の未然防止と迅速な問題解決を図りました。

P C B 廃棄物対策

P C B (ポリ塩化ビフェニル) 廃棄物の処理については、日本環境安全事業(株)が、近畿圏の拠点施設として、大阪市此花区に脱塩素化分解方式で、

処理能力2t/日の施設を整備中です。(平成18年8月から操業開始)

また「府P C B廃棄物処理計画」(平成16年3月策定)に基づき、近畿ブロック関係府県市と協力して適正処理を推進するとともに、保管事業場への立入検査等によりP C B廃棄物の適正管理・処理の徹底を図りました。

さらに、中小企業者によるP C B廃棄物の処理を支援するため(独)環境再生保全機構に設けられた基金に、平成13年度から毎年度拠出しています。

放置自動車対策の推進

府民の安全で快適な生活環境の保全及び地域の美観の維持を図るため、放置自動車の適正な処理に関する条例(平成16年7月施行)に基づき、府の所有・管理地に放置された自動車について、所有者調査のための施錠解除(23件)、所有者に対する撤去勧告(延べ49件)等を行いました。

表 - 29 大阪府内の放置自動車の処理台数の推移

	H15年度	H16年度	H17年度
確認台数	785 (6,477)	514 (4,993)	580 (4,839)
行政撤去台数	521 (5,057)	117 (3,116)	127 (2,753)
自主撤去台数	90 (1,332)	222 (1,550)	268 (1,647)

注1) 府の所有地・管理地に係る台数。()内の数字は府内全域の台数。

注2) 調査・指導等により年度を越えて処理される車両があるため、同一年度内の行政撤去と自主撤去の台数の和は確認台数と一致しません。

3 水環境の保全

(1) 主な目標と現状

【主な目標】

2010(平成22)年度までに生活排水処理率を100%にし、河川の代表的な汚濁指標である生物化学的酸素要求量(BOD)の環境保全目標を概ね達成することなどを目標に、水質汚濁の主な原因である生活排水の処理について重点的に対策を進めます。

また、大阪湾の水質保全については、海域の代表的な汚濁指標である化学的酸素要求量(COD)や、富栄養化の原因となる窒素、リンの排出量を一層削減するなどの対策を進めます。

【計画策定時の状況】

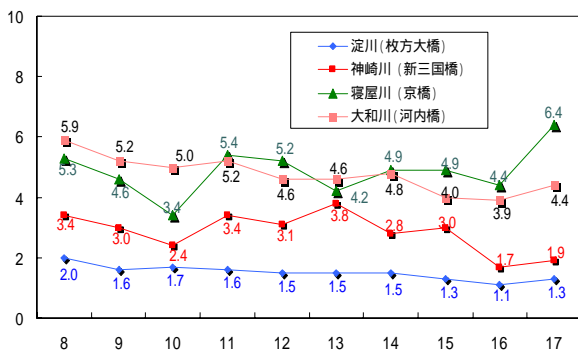
BODの環境保全目標は、約6割の河川で達成していました。

また、大阪湾の水質は、COD等の環境保全目標について、湾奥部等で達成・維持していたものの未達成の海域もあり、季節、場所によって赤潮や貧酸素水塊の発生が確認されていました。

【現状】

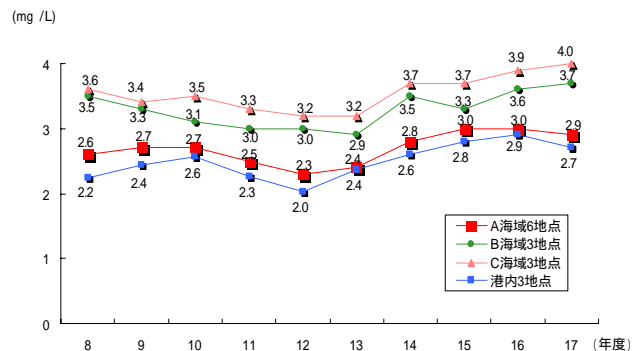
河川のBOD濃度は、平成17年度は増加がみられたものの10年間でみると横ばいまたは改善の傾向です。平成17年度の環境保全目標の達成率は70.0%でした。

図-30 府内主要河川におけるBOD(年平均値)の推移



また、大阪湾のCOD濃度は平成13年度よりやや増加の傾向がみられます。平成17年度の環境保全目標の達成率は40.0%でした。

図-31 大阪湾のCODの推移(大阪府測定点・表層年平均値)



(2) 平成17年度に講じた施策

水循環の再生

雨水利用による地域環境活動推進モデル事業「おおさかレインボウぶろじえくと!」(新規)水循環を大切にするライフスタイルの推進を図るため、企業、NPO等の協力を得て、集会所や学校などに体験型の雨水利用の場を創出するとともに、地域住民等から雨水モニターを公募し、府域16ヶ所において継続的な雨水利用の実践を進めました。また、NPO等と協働により雨水利用に関する環境学習を実施しました。

図-32 雨水利用環境学習セミナー



《健全な水循環の再生に向けてのHP》

<http://www.epcc.pref.osaka.jp/kanri/jyunkan/index.html>

寝屋川流域清流ルネッサンス

国の都市再生プロジェクト第3次決定のうち、「水循環系再生構想の策定」のモデル流域として、寝屋川流域が選定されたことを受け、流域11市で構成する寝屋川流域協議会により平成16年5月に策定した「寝屋川流域清流ルネッサンス（水環境改善緊急行動計画）」に基づき、下水道の普及促進や高度処理の推進などを行うとともに浄化用水の導水や浄化浚渫・地下水利用などにより、水質改善と水量確保を図りました。

《寝屋川流域清流ルネッサンスのHP》
<http://www.pref.osaka.jp/kasen/river/riverzen.htm>

水環境の保全

浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）を実施する市町村への補助（新規）

生活排水対策やトイレの水洗化による生活環境の改善に有効な合併処理浄化槽の設置をさらに促進するため、平成4年度から実施している「浄化槽設置整備事業（個人設置型）」を実施する市町村への補助金に加え、市町村が主体となって各戸ごとに浄化槽を整備し、使用料を徴収して管理運営する「浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）」を実施する市町村に対しても、新たに補助金を交付し、より一層の浄化槽整備の促進を図りました。

今後のし尿及び浄化槽汚泥処理方策のあり方検討（新規）

府域では、多くのし尿処理施設で老朽化が進んでおり、これら施設の再整備が急務となっています。このため将来にわたる浄化槽汚泥やし尿の安定的で効率的な処理を確保するため、今後の処理方策のあり方について有識者や関係市町村で構成する大阪府広域的浄化槽汚泥等処理方策検討専門委員会を設置し、検討を行いました。

合流式下水道⁷の改善（新規）

雨天時に汚水の一部が未処理で河川等に放流されることを改善し、公共用水域の水質改善を図るため、平成17年度においては、「大阪府流域下水道⁷合流式下水道緊急改善計画」に基づき、猪名川流域、安威川流域、淀川右岸流域、寝屋川流域において、事

業実施に向けた設計業務等を実施しました。

7 合流式下水道：汚水と雨水を同じ管で流す下水道
流域下水道：複数の市町村の汚水をまとめて処理する下水道

流域下水道事業の推進

大阪湾や河川などの公共用水域の水質改善のために、流域下水道の幹線管渠、ポンプ場、水みらいセンター⁸の整備を進めています。水みらいセンターにおいては、富栄養化の原因である窒素・りん等を除去する高度処理の整備を推進することとしており、新規又は増設工事中の水みらいセンターはもとより、原田水みらいセンターでは、既設の水処理施設の一部を高度処理対応に改造を行いました。

図 - 33 建設中の竜華水みらいセンター



8 水みらいセンター

大阪府では、平成18年4月1日から流域下水処理場の名称を「水みらいセンター」に変更しました。「下水処理場は、良好な水環境の創造や高度処理水、バイオマス、大きな施設空間などを有する資源の宝庫であり、循環型社会を創出する未来（みらい）へつながる可能性を持っている」という理由で、公募作品の中から選定されました。

大阪湾再生行動計画のフォローアップ

国の関係省庁や大阪府をはじめ、9府県市などで構成する「大阪湾再生推進会議」に参画し、平成15年度に策定した「大阪湾再生行動計画」に基づき、産官学連携による水質一斉調査など、大

阪湾の水質改善に向けた取り組みを行いました。

また、人工干潟の造成など各環境改善プロジェクトの進行管理を行うなど、同計画のフォローアップを行いました。

大阪府生活排水処理実施計画の推進

平成15年3月に策定した「大阪府生活排水処理実施計画」に基づき、地域特性に適した、効率的かつ計画的な生活排水処理施設の整備を推進するため、市町村に対して技術的指導、支援を行い、貝塚市、東大阪市、交野市の3市で生活排水処理計画の策定及び見直しが行われました。

4 環境リスクの低減・管理

(1) 主な目標と現状

【主な目標】

2005(平成17)年度までにダイオキシン類の排出量を2000(平成12)年度比で約4割削減し、環境保全目標を達成することなどを目標に、事業者の自主管理の改善による排出抑制を促進します。また、環境リスクの高い化学物質について排出量を削減します。

【計画策定時の状況】

2000(平成12)年度の府内でのダイオキシン類の排出量は、89.4gでした。

【現状】

平成17年度におけるダイオキシン類の排出量は14.7gで、2000(平成12)年度比で83.6%削減しました。ダイオキシン類の環境濃度は、大気、海域水質・底質、地下水、土壌については、環境保全目標を達成していましたが、河川水質では77地点中8地点で、河川底質では77地点中4地点で、それぞれ環境保全目標を達成していませんでした。

また、平成16年度におけるPRTTR法⁹に基づく府内での化学物質の排出量は、28,153トンで、全国の4.5%を占めていました。

9 PRTTR法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)
有害性のおそれがある化学物質について、事業者の自主的な管理を促進し、環境汚染の未然防止を目指した法律のこと。一定の業種や要件に該当する事業者が届出対象となり、届出の集計と届出対象外の発生源の推計により、環境への排出量を算出している。

(2) 平成17年度に講じた施策

有害化学物質対策

化学物質対策の推進

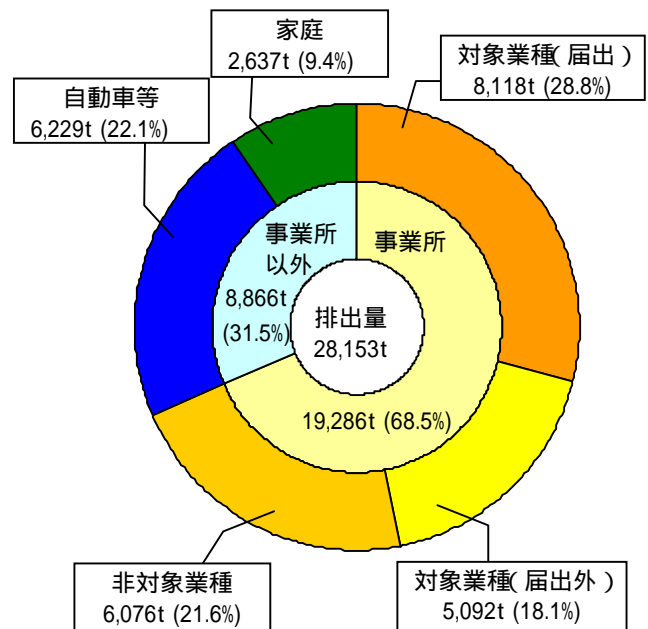
ダイオキシン類等の化学物質について、環境中の存在状況をはじめとして、国等のリスク評価結果、有害性等に関する情報の収集などを行いました。

また、PRTTR法に基づき、事業者から化学物

質の排出量等の届出を1,939件受け、国へ送付した後、とりまとめられたデータを活用し、府内の実態に即した集計を行いホームページなどで公表しました。

さらに、事業者に対して化学物質の排出抑制のため処理施設の設置や適正管理の助言等を行うとともに、府民に対して化学物質への関心を深めてもらうため、ホームページ等を通じて化学物質の有害性や市町村ごとの排出量等の情報提供を行いました。

図-34 府内における化学物質排出量(平成16年度)



- ・対象業種(届出): 製造業などの対象業種で、従業員、取扱量が一定規模以上の事業所からの届出排出量
- ・対象業種(届出外): 製造業などの対象業種であるが、従業員、取扱量が一定規模未満の事業所からの排出量
- ・非対象業種: 農業や建設業などの事業所からの排出量

《平成16年度PRTTRデータの集計結果概要》
<http://www.epcc.pref.osaka.jp/shidou/chem/prtr/>

揮発性有機化合物及び化学物質対策のあり方の検討(新規)

揮発性有機化合物(VOC)及び化学物質については、生活環境の保全等に関する条例等に基づき、排出規制や事業者の自主的な管理の促進を行って

きましたが、府域の光化学スモッグや化学物質排出量の現状や国における法制度の整備状況を踏まえ、今後の効果的な対策のあり方を検討するため、平成 18 年 3 月に開催された第 30 回大阪府環境審議会に、「揮発性有機化合物及び化学物質対策のあり方」について諮問を行いました。

それを受け、同審議会では「揮発性有機化合物・化学物質対策部会」を設置し、対策の基本的な考え方について検討を行うこととなっています。

ダイオキシン類に汚染された底質の浄化対策
平成 17 年度は、神崎川において、ダイオキシン類により汚染された土砂の浚渫を行うとともに、高濃度部においては、汚染された底質の浄化方法について検討しました。

その他の河川については、汚染範囲を特定するための調査を実施しました。

土壌・地下水汚染対策の推進

土壌汚染による府民の健康影響の防止を図るため、土壌汚染対策法及び生活環境の保全等に関する条例に基づき、土地所有者等が行う土壌汚染状況調査や、汚染の除去等の措置に対する指導を行いました。

法及び条例の施行後に行われた土壌汚染状況調査の結果、基準に適合しない汚染があった土地として、法に基づく指定区域に指定した件数は 13 件（うち、2 件は汚染の除去により解除済）、条例に基づく管理区域に指定した件数は 5 件（うち、2 件は汚染の除去により解除済）でした。

アスベスト対策

アスベスト対策推進本部における取り組み(新規)

平成 17 年 6 月末以降、全国的にアスベスト被害が相次いで報告され、府民の健康不安が高まったことから、庁内関係部局で構成する「大阪府アスベスト対策推進本部」を設置し、環境対策、健康対策、府有施設管理などについて横断的に取り組みを行いました。

アスベストホットラインの開設及び各種情報提供(新規)

アスベストに関する府民の不安解消に資するため、総合相談窓口(アスベストホットライン)を 7 月 19 日に開設し、平成 18 年 3 月までに 3,456 件の府民からの問い合わせ等に対応しました。

また、アスベストについて府民の理解を得るため、わかりやすいリーフレット「アスベスト Q & A」を 6 万部作成し、市町村や府民センター等に配布するなど、その周知に努めました。

図 - 35 リーフレット「アスベスト Q & A」



《大阪府のアスベスト対策の HP》
<http://www.epcc.pref.osaka.jp/shidou/to-jigyousya/taiki/asbestos/>

建築物の解体作業等に係るアスベスト飛散防止対策及び生活環境の保全等に関する条例の改正
建築物の解体時等におけるアスベスト飛散防止対策を強化するため、事前調査の義務付けや規制対象の拡大、アスベスト濃度の測定などを盛り込み、生活環境の保全等に関する条例を平成 17 年 9 月に改正し、平成 18 年 1 月から施行しました。あわせて建築物解体等作業に対する立入検査を実施し、大気汚染防止法に規定する作業基準の遵守状況等について確認を行いました。

図 - 36 アスベスト立入検査の状況



大気中のアスベスト濃度の実態調査

府域の市街地や幹線道路沿道等の生活環境における大気中のアスベスト濃度の現状を把握するため、府内38地点において調査を行いました。調査の結果、各地点での濃度は、いずれも、世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリア¹⁰と比べて十分低い濃度となっていました

図 - 37 大気中のアスベスト濃度調査



¹⁰ 世界保健機構（WHO）の環境保健クライテリア
世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は1本～10本/L程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い。

民間建築物のアスベスト対策（新規）

民間建築物のアスベスト使用や対策状況について調査を実施し、未対応の建築物について指導を行いました。また、府民の理解を深めるため、建築関係団体と連携し、相談体制の整備、アスベスト処理における飛散防止工法等をわかりやすく解説したリーフレット「建築物の吹付けアスベスト等の対策について」の作成・配布、ホームページを活用した情報提供などを行いました。

《建築物の吹付けアスベスト対策 HP》

<http://www.pref.osaka.jp/kenshi/kikaku/asbesto/index.html>

府有施設のアスベスト対策（新規）

府が所有又は管理する 2,226 施設について、アスベスト使用状況調査を行い、その結果 146 施設でアスベスト含有吹付け材が使用されていることが判明しました。対策については、多くの府民が利用し、吹付け材の劣化等により緊急に措置が必要と判断された 25 施設について応急措置を実施するとともに、府民・職員が日常使用し、吹付け材の劣化等が確認された施設のうち 19 施設について除去工事等を実施しました。

また、府有施設利用者の不安の解消を図るために「アスベスト点検結果表示」制度を創設するとともに施設管理者のための「アスベスト管理マニュアル」を策定しました。

図 - 38 アスベスト点検結果表示

